

新たな過疎対策法の制定について

九州部会提出
説明担当 神崎市

過疎対策については、昭和45年の「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など、一定の成果を上げたところではあるが、依然として消滅の危機に瀕している集落は多く存在している。

それに加え、管理の放置による森林の荒廃、度重なる豪雨・地震の発生による林地の崩壊や河川の氾濫など、極めて深刻な状況にも直面している。

しかし、過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有する地域であり、都市に対する食糧・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、癒しの場の提供、災害の防止や森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は、令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安全・安心に暮らせる地域として健全に維持されることは、都市部を含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものでもあることから、引き続き総合的な過疎対策を充実・強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。